

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院 第2期中期目標（案）

（平成27年度～平成31年度）

平成27年3月

岐 阜 県

目次	1
1 前文	1
2 中期目標の期間	1
3 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1
3－1 診療事業	1
3－1－1 より質の高い医療の提供	1
3－1－2 患者・住民サービスの向上	2
3－1－3 診療体制の充実	2
3－1－4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携	2
3－1－5 重点的に取組む医療	2
3－2 調査研究事業	3
3－2－1 調査及び臨床研究等の推進	3
3－2－2 診療情報等の活用	3
3－3 教育研修事業	3
3－3－1 医師の卒後臨床研修等の充実	3
3－3－2 医師・看護師・コメディカルをめざす学生、救急救命士等に対する教育の実施	3
3－4 地域支援事業	3
3－4－1 地域医療への支援	4
3－4－2 社会的な要請への協力	4
3－4－3 保健医療情報の提供・発信	4
3－5 災害等発生時における医療救護	4
3－5－1 医療救護活動の拠点機能の充実	4
3－5－2 被災時における病院機能維持のための準備体制の確立	4
3－5－3 新型インフルエンザ等発生時における役割の発揮	4
4 業務運営の改善及び効率化に関する事項	4
4－1 効率的な業務運営体制の確立	4
4－1－1 効果的な組織体制の確立	5
4－1－2 診療体制、人員配置の弾力的運用	5
4－1－3 人事評価システムの構築	5
4－1－4 事務部門の専門性の向上	5
4－1－5 コンプライアンス（法令や倫理の遵守）の徹底	5
4－1－6 適切な情報管理	5
4－2 業務運営の見直しや効率化による収支の改善	5
4－2－1 多様な契約手法の導入	5
4－2－2 収入の確保	5

4－2－3 費用の削減	6
5 財務内容の改善に関する事項	6
5－1 経常収支比率	6
5－2 職員給与費対医業収益比率	6
6 その他業務運営に関する重要事項	6
6－1 職員の就労環境の向上	6
6－2 県及び他の地方独立行政法人との連携	6
6－3 医療機器・施設整備	6
6－4 法人が負担する債務の償還に関する事項	6

1 前文

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院は、平成22年度の設立以降、県民が身近な地域でいつでも安心して良質な医療を享受できるように、地域の基幹病院として地域の医療水準の向上及び住民の健康増進に取組んできた。

設立から平成26年度までの第1期中期目標期間中においては、理事長の強いリーダーシップのもと、職員一丸となって診療機能の充実・強化を図り、免震機能及び屋上ヘリポートを備えた新病院建設や高度医療機器の導入など目標としてきた質の高い医療サービスの効果的な提供に努めたものの、経常収支比率100%の達成は厳しい見通しとなった。

一方、医療を取り巻く環境は、社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）において、急性期をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実などに取り組み、団塊世代が75歳以上となる2025年に向けて医療提供体制の再構築、地域包括ケアシステムの構築を図ることとされている。

このため、第2期中期目標期間においては、これらの医療制度や社会経済情勢の変化に迅速に対応するとともに、第1期中期目標期間の経営面・運営面における実績等を踏まえ、さらなる自律性・機動性・透明性の高い病院運営に努め、飛騨地域の中核病院として、都市部の病院と同様に、県民が必要とする安全・安心・良質な医療を提供するとともに、地域の医療施設との間で病診連携を推進することで、飛騨地域全体の医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与していくことを強く求めるものである。

2 中期目標の期間

この中期目標の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とする。

3 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3-1 診療事業

飛騨地域の基幹病院として、近隣の医療機関との役割分担・連携のもと、高度・先進医療、急性期医療及び政策医療等の県民が必要とする医療を提供することを求める。

3-1-1 より質の高い医療の提供

法人が有する医師、看護師、コメディカルや、先進かつ高度な医療機器といった人的・物的資源を有効に活用し、高度で専門的な医療に取組むことで、県内医療水準の向上に努めること。

特に、医師、看護師、コメディカル等の優秀な医療スタッフの確保や各

職種の専門性の向上を図るために教育研修の充実に努め、提供する医療水準の維持・向上を図ること。

また、個々の患者に最適な医療を選択し、より質の高い医療を提供するため、科学的な根拠に基づく医療の推進、クリニカルパスの推進、チーム医療体制の充実、メディカカードの導入などITの活用に努めること。

さらに、医療事故を未然に防ぎ、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療と治療環境を提供できるよう、院内感染対策など医療安全対策を徹底すること。

3-1-2 患者・住民サービスの向上

来院から診察、検査、会計等に至る全てのサービスの待ち時間の改善、快適性及びプライバシー確保に配慮した院内環境の充実、インフォームドコンセントの徹底及びセカンドオピニオンの推進、医療に関する相談体制の充実など、病院が提供する全てのサービスについて患者の利便性の向上に努めること。

また、病院運営に関し、患者のみならず地域住民の意見を取り入れ、患者・住民サービスの向上を図ること。

3-1-3 診療体制の充実

医療需要の質的・量的变化や新たな医療課題に適切に対応するため、患者動向や医療需要の変化に即して診療部門の充実や見直し、若しくは専門外来の設置や充実など診療体制の整備・充実を図ること。

3-1-4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携

近隣の医療機関等との役割分担を明確にし病院・病床機能の分化・強化を図るとともに、地域連携クリティカルパスの活用など地域の医療機関との連携を充実強化し、地域の実情に応じて飛騨地域の基幹病院としての機能を引き継ぎ発揮し、県民が求める医療を提供すること。

また、救急医療コミュニティシステムを利用した医療画像等の患者情報の共有など他の医療機関との連携による医療提供の促進を図ること。

さらに、円滑に在宅医療・療養へ移行するため、他の機関との連携を充実強化し、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービス提供の促進を図ること。

3-1-5 重点的に取組む医療

高度・先進医療、急性期医療及び政策医療といった他の医療機関においては実施が困難ではあるものの県民が必要とする医療を重点的に実施すること。

特に、専門的なリハビリ治療の実施など、予防から治療・回復に至る一貫した高度・専門的な医療の提供に加え、へき地医療の拠点病院として診

療所への医療支援、高齢人口が多い地域性を踏まえた診療科機能の充実、在宅療養支援の充実を図ること。

また、第2次救急告示病院としての役割を維持すること。

3-2 調査研究事業

法人で提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上を図るための調査及び研究を行うことを求める。

3-2-1 調査及び臨床研究等の推進

高度・先進医療の各分野において、疫学調査や診断技法・治療法の開発、臨床応用のための研究を推進すること。

県及び飛騨地域の医療の水準の向上に寄与する観点から、大学等の研究機関や企業との共同研究などを促進すること。

3-2-2 診療情報等の活用

電子カルテシステムを中心とする医療総合情報システムをより有効に活用し、診療等で得た情報を医療の質の向上に活用するとともに、他の医療機関への情報提供を行うこと。

3-3 教育研修事業

医療の高度化・多様化に対応できるよう、医師・看護師・コメディカルを目指す学生並びに救急救命士に対する教育、臨床研修医の受入れなど、地域の医療従事者への教育及び研修を実施することを求める。

3-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実

研修医等の研修施設として認められた病院（臨床研修病院）として、臨床研修医及びレジデント（専門分野の研修医）の積極的な受入れを行なうこと。

岐阜大学医学部附属病院や県が設立した他の地方独立行政法人などの臨床研修病院との連携や、法人の有する人的・物的資源を活かした独自の臨床研修プログラムの開発など、質の高い医療従事者の養成に努めること。

3-3-2 医師・看護師・コメディカルをめざす学生、救急救命士等に対する教育の実施

医学生、岐阜県立看護大学及び岐阜県立衛生専門学校・看護専門学校等の学生、コメディカルをめざす学生の実習の受入れ、救急救命士の病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実を図ること。

3-4 地域支援事業

地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう地域への支援

を行うことを求める。

3－4－1 地域医療への支援

地域の医療機関との連携・協力体制の充実を図り、高度先進医療機器の共同利用の促進、開放病床の利用促進など、地域基幹病院として地域医療の確保に努めること。

医師不足地域の医療機関やへき地医療機関への診療支援を積極的に行うこと。

岐阜大学医学部及び岐阜県総合医療センターと連携し、地域医療学の研究と地域医療に携わる医師の養成を図ること。

3－4－2 社会的な要請への協力

法人が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的な協力をすること。

3－4－3 保健医療情報の提供・発信

県民の健康意識の醸成を図るため、専門医療情報など病院が有する保健医療情報を、県民を対象とした公開講座やホームページなどにより情報発信を行うこと。

3－5 災害等発生時における医療救護

災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフや災害派遣医療チームの派遣など医療救護を行うことを求める。

3－5－1 医療救護活動の拠点機能の充実

災害等発生時には、岐阜県地域防災計画に基づき、患者の受入れや医療スタッフの現地派遣など本県或いは飛騨地域の医療救護活動の拠点機能を担うこと。

3－5－2 被災時における病院機能維持のための準備体制の確立

大規模災害等緊急事態を想定した業務継続計画の作成及び訓練等を実施すること。

3－5－3 新型インフルエンザ等発生時における役割の發揮

新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条に規定する「新型インフルエンザ等」をいう。）発生時には、指定地方公共機関として、業務計画に基づき、新型インフルエンザ等患者の外来診療、入院患者の受入、重症症例の治療等を行うこと。

4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

4－1 効率的な業務運営体制の確立

自律性・機動性・効率性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立

するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、業務運営の改善及び効率化に努めることを求める。

4－1－1 効果的な組織体制の確立

医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、組織・業務体制の改善、充実を図ること。

ＩＴの活用とアウトソーシングを適切に進めるとともに、経営企画機能を強化し、経営効率の高い業務執行体制を確立すること。

危機管理事案等発生時における情報共有体制を確立すること。

4－1－2 診療体制、人員配置の弹力的運用

医療需要の変化に迅速に対応するため、診療科の変更や医師・看護師等の配置の弹力的運用を行うこと。

常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用による、効果的な医療の提供に努めること。

4－1－3 人事評価システムの構築

職員のモチベーション向上のため、知識、能力、経験や勤務実績等を反映させた新たな公平で客観的な人事評価制度の構築を図ること。

4－1－4 事務部門の専門性の向上

事務部門において、病院特有の事務に精通した法人の職員を計画的に確保及び育成することにより、事務部門の専門性を向上すること。

4－1－5 コンプライアンス（法令や倫理の遵守）の徹底

職員一人ひとりが誠実かつ公正に職務を遂行するため、業務執行におけるコンプライアンスを徹底し、適正な病院運営を行うこと。

4－1－6 適切な情報管理

業務の情報化に対応して、情報セキュリティ対策に努めること。

4－2 業務運営の見直しや効率化による収支の改善

地方独立行政法人制度の特徴を活かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図ることを求める。

4－2－1 多様な契約手法の導入

透明性・公平性の確保に十分留意しつつ、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を導入し、契約事務の合理化を図ること。

4－2－2 収入の確保

地域社会のニーズに即した病院経営を行うことにより、病床利用率や医療機器の稼働率を高め、収入の確保に努めること。

さらに、安定した経営を維持するため、国の医療制度改革や診療報酬改定等に速やかに対応すること。

4－2－3 費用の削減

薬剤・診療材料の購入方法の見直しや在庫管理の徹底や後発医薬品（ジエネリック医薬品）の採用などにより費用の節減に努めること。

5 財務内容の改善に関する事項

5－1 経常収支比率

業務運営の改善及び効率化を効果的に進めることで、中期目標期間の最終年度までに経常収支比率100%以上を達成すること。

5－2 職員給与費対医業収益比率

職員給与費対医業収益比率については、同規模の全国自治体病院の黒字病院の当該比率の平均値を参考に、中期計画にその目標を定め、中期目標期間の最終年度までに達成すること。

6 その他業務運営に関する重要事項

6－1 職員の就労環境の向上

職員の実情等を考慮した柔軟な勤務形態の導入、院内保育施設等の整備・拡充といった育児支援体制の充実など、日常業務の質の向上を図るために必要な職員の就労環境の整備に努めること。

さらに、地方独立行政法人制度の特徴を十分に活かし、医療従事者を必要な人数確保することによって、病院職員全体の勤務環境を改善すること。

6－2 県及び他の地方独立行政法人との連携

人事交流など、県及び県の設立した他の地方独立行政法人との連携を推進すること。

6－3 医療機器・施設整備

病棟などの施設整備や医療機器整備については、県民の医療需要、費用対効果、医療技術の進展など総合的に勘案して計画的に実施すること。

6－4 法人が負担する債務の償還に関する事項

法人は、岐阜県に対し、地方独立行政法人法第66条第1項に規定する地方債のうち、法人成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担すること。

また、その債務の処理を確実に行うこと。